

## 神戸市児童虐待防止法医学等診断体制強化事業実施要綱

### (目的)

第1条 本事業は、虐待を受けたまたはそのおそれのある児童について、法医学その他の医学分野の専門医師（以下「専門医師」という。）による診断体制を確立し、適切な医学的評価を得ることにより、児童虐待の早期発見に資するとともに、児童の安全確保を図り、必要な支援を行うことを目的として実施する。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は神戸市こども家庭センター（以下「センター」という。）とする。

### (専門医師の委嘱等)

第3条 本事業は専門医師を委嘱して実施する。

2 医師への報酬は神戸市が別に定める報酬基準による。

### (事業内容)

第4条 本事業において委嘱を受けた専門医師は、センターにおいて医学的診断等が必要と判断した被虐待児童等（以下「対象児童」という。）について、以下に定める業務のうち、センターから依頼した業務を行う。

- (1) 対象児童に関する記録・写真等の資料または対象児童との面接に基づく医学的診断または初期段階での鑑定診断及びこれらの診断書の作成
- (2) 児童福祉法第28条に基づく措置を行う場合または同法に基づき児童相談所長が家庭裁判所に対して審判の申立てを行う場合の診断書・意見書等の作成
- (3) 対象児童に関する医学的診断にかかるセカンドオピニオンの実施及び意見書の作成
- (4) その他対象児童の医学的診断に関するセンター職員への助言または指導

2 本事業の実施場所は、専門医師の勤務場所またはこども家庭センターとする。

ただし、必要な場合には、勤務場所以外の医療機関等へ出張して診断することができるものとする。

3 本事業は予算の範囲内において実施する。

4 本事業の円滑な運営を図るため、センターは、必要に応じて、専門医師を交えた連絡会や研修会を実施する。

### (その他)

第5条 本事業の実施においては、個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 本事業の実施に関し、定めのない事項は、神戸市こども家庭センター所長が決定する。

### (施行期日)

この要綱は、平成22年8月1日より施行する。

この要綱は、令和4年12月15日より施行する。